

■本ニュースの内容■ 1 平成24・25年度の活動ご報告／2 組織強化と財政基盤づくりにむけた会則改定／
3 EAST 地域独自の駐車場地域ルール運用／4 地区計画の検討経過ご報告／5 EAST 地域の景観計画の推進／
6 実践と連携によるまちづくり推進／7 今後の検討内容

編集：新宿 EAST 推進協議会
発行：新宿区都市計画部
景観と地区計画課

1 新宿 EAST 推進協議会、3年目です…平成24・25年度の活動ご報告

平成23年2月の創立以来、新宿 EAST 推進協議会（以下「協議会」）では、**地区計画の検討、附置義務駐車場・駐輪場の地域ルール検討、まちを育てる活動**を柱として話し合いを進めています。

これまで57回の理事会を開催しました。以下では、平成24・25年度の活動内容をご報告します。

	地区計画の 検討	駐車場・駐輪場 地域ルール検討	まちを育てる 活動の推進	協議会等
平成24年度	●新宿 EAST 地域に求められる空間・機能の共有、アンケートの実施 ●まちづくりの5つの目標を定める	●地域内駐輪の実態の把握（現況調査） ●6月より、地域ルール暫定基準の運用を開始（隔地整備が可能となる）	●民間まちづくり計画策定調査の実施（国土交通省補助認定及び地元負担にて） ●都市サロンの開催	平成24年11月 ● ニュース#3 発行 平成25年3月 ○ 都市サロン#1 伊藤滋早稲田大学 特命教授講演
平成25年度	●まちづくりの更新イメージの検討 ●将来のまちの姿、イメージの共有 ●実現に向けた手法等の検討	●駐車場地域ルール、マニュアル等の検討 ●駐車場の地域ルールの運用開始 ●駐輪場の協議継続	●区防災計画検討組織への協力 ●憩いのスポットとともに違法駐車防止策としてよりかかりベンチの提案・実施	平成25年6月 ■ 総会 平成25年11月 ■ 臨時総会 会則改定について

2 会則を改定しました …組織強化と財政基盤づくりにむけた会則改定 会則に基づき、総会を開催します

懸案だった会則改定が、約半年近くの前年度作業を経て、去る11月1日の平成25年度第一回臨時総会で満場一致で可決されました。同日に行なわれた臨時理事会で、会則による新会員の入会や新役員等も認められ、第2期の新体制がスタートしました。なお、会則においては、EAST地域の住民・事業者の皆さまを会員として定めています。

また、同月15日の理事会では、**新会則の目玉である賛助会員制度**に必要な事務手続きも承認され、財政基盤となる賛助会員の募集も始まりました。なお、会則に基づく今期の総会を下記の通り開催いたします。

■平成26年度年次総会 【日時】平成26年6月6日（金）午前10時～（会場は未定です。）

賛助会員は理事会の承認があれば、原則EAST地域の内外を問わず誰でも入会できます。ふるってご参加下さい。入会及び総会についての詳細は、事務局（連絡先はP6）までお問い合わせください。

～区ホームページにまちづくりニュースを掲載しています～

新宿区公式ホームページで、これまでのニュースを閲覧することができます。

ページ名「新宿駅東口地区のまちづくり」http://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/keikan01_001031.html

新宿駅東口 まちづくり で検索してください。

3 新宿地域ルール、運用開始です…EAST 地域独自の駐車場地域ルール運用

平成25年11月25日より、「新宿駅東口地区駐車場地域ルール」（以下「地域ルール」）の運用が始まりました。

地域ルールの活用によって、EAST 地域内では、東京都駐車場条例で規定される、建替えの際の**駐車場附置義務のルールが地域の実態に即したものに变更されます**。これにより、賑わいのまちづくり、歩きたくなるまちづくりを推進することが可能となりました。

本号では、地域ルールのあらましをお知らせします。（詳しくは事務局連絡先（P6）までお問い合わせ下さい。）

■地域ルールの概要

地域ルールは

附置義務台数の緩和、駐車施設の隔地確保、地域まちづくり貢献策への協力

の3つが柱です

附置義務台数の緩和

実際の駐車需要に応じた算定によって、附置義務として確保する駐車場の台数が決まります。

駐車施設の隔地確保

一般車用、障害者用、荷さばき用の駐車場を敷地外に設けることが可能となります。

→（１）駐車施設の隔地確保で紹介します。

貢献策に協力することで、緩和が可能となります

地域まちづくり貢献策

地域ルール適用のためには、地域まちづくり貢献策に協力していただきます。

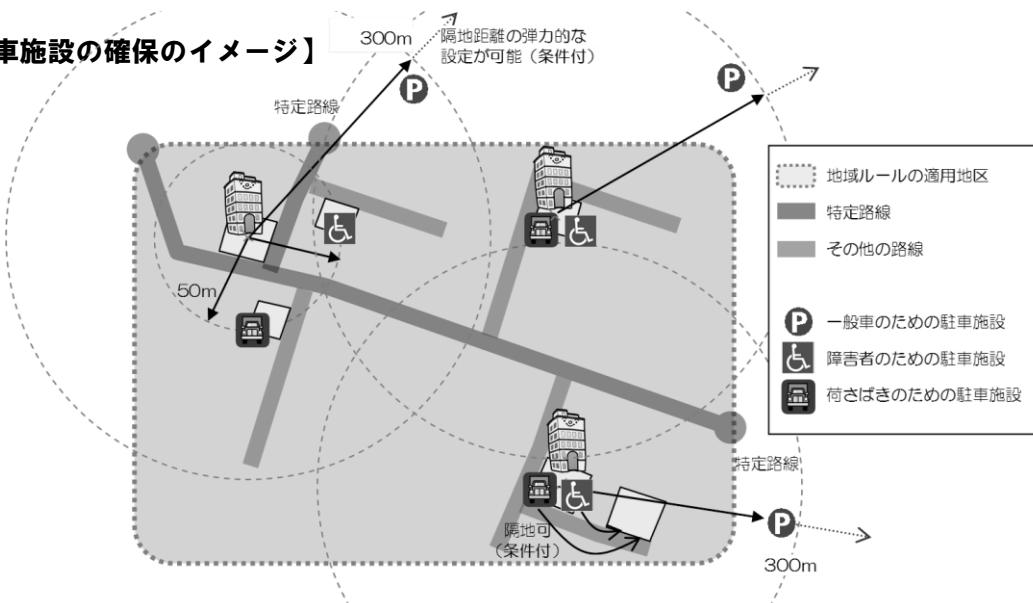
→（２）地域まちづくり貢献策で紹介します。

（１）駐車施設の隔地確保について

一般車用の駐車場を敷地内に設置するのではなく、一定の条件はありますが、地区の外縁部または地区外で確保することを基本とします。また、特定路線（新宿通りとモア4番街）については、駐車場出入口を設置しないことになります。

地域ルールでも、障害者用、荷さばき用の駐車場については、原則敷地内の整備となりますが、隔地確保の条件も定めています。

【図 駐車施設の確保のイメージ】



地域ルール of 適用を受ける方は、新宿駅東口地区駐車場地域ルール運用協議会(以下「駐車場地域ルール協議会」)と協議した上で、地域まちづくり貢献策や「まちづくり協力金」のお支払いに協力していただきます。

都条例に基づく
附置義務台数

建築物

P

低減台数

地域貢献による
整備台数

地区の特性に応じた駐車施設の整備

- 共同利用できる障害者用・荷さばき用駐車スペース
- 自動二輪車用駐車場
- 等

地域ルール義務台数
(繁忙期駐車需要台数)

地域ルールの実施を受けようとする方は、まちづくりとの連携を図るため、駐車場地域ルール協議会への適用申請と、都条例に基づく都知事又は区長への認定申請を行ってください。

運用組織
一般社団法人 新宿駅東口地区
駐車場地域ルール運用協議会

申請者

東京都・新宿区・警視庁
担当窓口

事前相談

事前相談

事前相談

相談

指導

相談

指導

①申請

申請

申請受付

②審査

③報告

審査手続

④通知

調整

大店立地法
との事前調整

⑤⑥

都条例認定申請

建築確認申請

大店立地法手続き

提出

誓約書提出

確認

建物着工

建物竣工

完了検査

提出

工事完了届提出

確認

報告

報告内容の
把握及び整理

駐車場利用状況
等の報告

4 まちの更新にむけて…地区計画の検討経過ご報告

更新期を迎えた建物が数多く存在する EAST 地域では、円滑な建替え促進に向けたまちづくりの展開が急がれます。

協議会では、望ましいまちの更新イメージの共有や、まちづくりの手法の検討等を進めています。また今年度の議論をもとに、平成26年度には地区計画の都市計画決定を行うことを目指しています。

以下、今年度の理事会での議論内容を中心として、ご報告します。

平成 24 年度

EAST 地域みんなで共有する**まちづくりの目標**を定めました。

EAST地域に求められる空間・機能について、理事会で議論すると共に、地元組織へのアンケートを実施しました。この結果をもとに、EAST地域全体で共有するまちづくりの目標を定めました。

5つのまちづくりの目標

- 新宿らしいライフスタイルを支える、心地よい場所の創造
- いろいろな魅力的な場所がつながるネットワークの実現

- 最先端の国際的繁華街としてのにぎわいを創造
- 新宿らしいおもてなしの場をまちのすみずみまで体現する
- 驚きと感動を体験できるダイナミックな空間の演出

平成 25 年度

まちの**更新イメージ**を共有して、将来の**まちの全体像**を描きます。

平成25年度は、まちの更新を図るための具体的な議論を進めていきます。

今年度は、前年度に共有した、“5つのまちづくりの目標”を実現し、**EAST地域に求められる具体的な機能・空間イメージ**を共有します。

具体的には、理事会にて、次の4つのステップにより、まちづくりの検討を進めています。

■ 1 地区計画等に盛り込むべき項目

5つのまちづくりの目標実現に向けて、**EAST 地域で目指す目標・方針**の方向性を再確認します。

■ 2 まちの更新イメージ

『地区計画等に盛り込むべき項目』を出発点として、EAST地域の今後の**まちの更新イメージ(空間機能)**を議論し、EAST地域でぜひとも進めていくまちづくりの方向性を共有します。

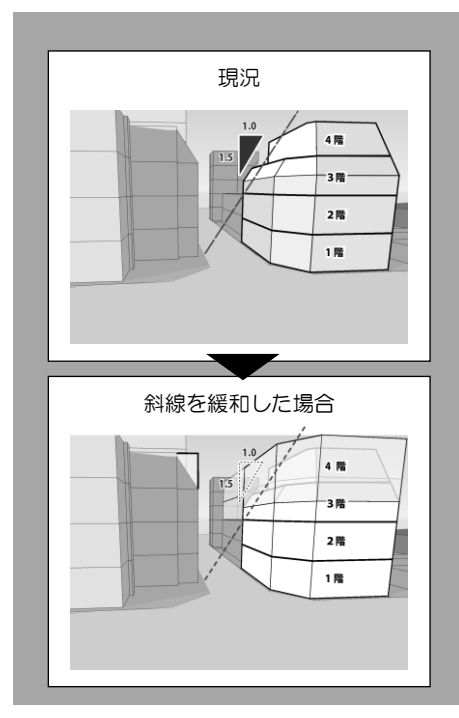
■ 3 まち全体の構成図

『まちの更新イメージ』で共有できたまちづくりの方向性を土台に、今度は**地域全体**に視点を広げ、**あるべき空間像・機能像**を共有します。

■ 4 考えられる手法

『まち全体の構成図』の実現に向けて①**今現在の制度でできること+手法②実現に向けてさらなる検討が必要なことを整理し、協議会の提案としてまとめます。**

【図 まちの更新イメージ(空間ボリューム)検討(理事会資料より)】



平成 26 年度

平成25年度の議論をもとに、**地区計画の都市計画決定**を目指します。

5 新宿にふさわしい“まちなみ”をめざして…EAST 地域の景観計画の推進

新宿区では、新宿 EAST 地域の景観特性をいかした良好な景観形成を推進していくため、協議会と意見交換を行いながら、新宿区景観まちづくり計画の「地域の景観特性に基づく区分地区」（以下「区分地区」）の指定について検討をしています。この区分地区を指定するため、建築物の新築等を行う際の景観事前協議で使用される景観形成の具体的な基準（以下「景観形成基準」）をあわせて定めることになります。

新宿区では、これまでの協議会における意見を踏まえ、EAST 地域の景観形成方針（案）について、下記のとおりにまとめました。

景観形成方針（案）

①国際的交流拠点にふさわしい賑わいと風格のある駅前空間・沿道景観の形成

国際的な創造交流拠点にふさわしい賑わいあふれる日本一の繁華街として、新宿の顔となる風格を備えた駅前空間の景観を形成します。

また、公共空間の整備などによる回遊性の高い空間の創出と併せて、デザイン性のある建物低層部の連続を誘導し、来街者が楽しく歩けるように、通りごとの個性が息づく沿道景観を形成します。



②新宿駅東口の歴史と文化をいかした景観の形成

本地区の「まちの記憶」を守り、育てるために、馬水槽や末広亭、伊勢丹本店本館や新宿特有の老舗など、歴史的・文化的な景観資源の魅力をいかし、賑わいの中に新宿駅東口の歴史や文化が感じられる、風格のあるまちなみの形成を推進します。



③都市に潤いをもたらす気品あふれる緑化空間の形成

新宿御苑と連続する緑化空間やモア街のケヤキ並木などの街路樹をいかし、本地区ならではの効果的な緑化により、来街者に都市の潤いをもたらす気品ある景観の形成を推進します。



④屋外広告物のデザイン誘導等による魅力あるまちなみ景観の創出

地区内の通り沿道、駅前広場の周辺ごと個性に応じた屋外広告物の景観が本地区の特徴となっています。夜のまちの風格と賑わいを演出するなど、国内や海外から訪れる多くの来街者が楽しめる空間となるよう、広告のルールにおけるデザイン誘導等により、魅力あるまちなみ景観の創出を図ります。



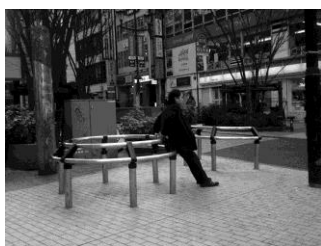
今後は、上記の景観形成方針（案）に基づき、新宿 EAST 地域における長期目的やまちの将来像の検討を踏まえ、具体的なルールとなる景観形成基準（案）の検討を行い、区分地区指定についての手続きに取り組んでいきます。詳しくは、新宿区景観と地区計画課（連絡先はP6）までお問い合わせください。

6 “まち育て活動”に協力しています…実践と連携によるまちづくり推進

協議会では、これまで紹介してきたような、まちの将来像を描く計画やしくみづくりと並行して、**まちづくりの実践と運営・他の検討組織との協働**を通した“まちを育てる活動”を行っています。

平成24・25年度は、以下のような取組を行いました。

- ・地元組織の実施するまちづくり活動に対するアドバイス（モア4番街の“よりかかりベンチ設置提案”、“靖国通りの舗装パターン提案”等）
- ・区の設置した防災計画検討組織への協力（新宿駅東口地域都市再生安全確保計画策定への協力）



■よりかかりベンチの提案

正式にオープンカフェ化が決まったモア4番街にて、“よりかかりベンチ”を提案しました。

まちをめぐる際の一息つける場を提供するとともに、違法駐輪が後を絶たない現状の改善を目指して工夫しています。

7 今後の検討内容について

今後も、地区計画の検討、駐車場地域ルールへの運用・駐輪場の地域ルール検討、まちを育てる活動を柱として、EAST 地域にふさわしいまちづくりの検討を進めていきます。

■編集：新宿EAST推進協議会事務局（事務局長：^{いずみこうすけ}泉 耿介、事務局次長：^{なかむらさとる}中村 悟）

〒160-0022 新宿区新宿 3-9-7 T&TⅡビル 10 階

Tel 03-5379-0227 Fax 03-5379-0238 e-mail: nakamura@shinjuku-east.jp

■発行：新宿区 都市計画部 景観と地区計画課

〒160-8484 新宿区歌舞伎町 1-4-1

〇地区計画・景観・まちづくり等に関するお問合せ
景観と地区計画課

（担当：^{はんた}半田、^{ながもと}長本）

Tel 03-5273-3569（直）

Fax 03-3209-9227

e-mail: chikukeikaku@city.shinjuku.lg.jp

〇駐車場の地域ルールに関するお問合せ
都市計画課 都市施設係

（担当：^{たしき}渡辺、^{いちかわ}市川）

Tel 03-5273-3547（直）

Fax 03-3209-9227

e-mail: toshikeikaku@city.shinjuku.lg.jp

■新宿 EAST 推進協議会とは…

「新宿EAST推進協議会」は、「新宿駅東口まちづくり構想」等を検討・推進・実現・運営する地元組織として、東口地区の四つの商店街振興組合等が母体となり、中山弘子新宿区長が創立支援者となって平成23年2月に創立しました。

現在、毎月2回を基本として、協議会理事メンバーで構成する理事会で、まちづくり検討を進めています。



（新宿 EAST 地域の範囲）